

IT を利活用した新サービスを巡る制度的論点 これまでの議論の整理

平成 27 年 6 月

産業構造審議会 商務流通情報分科会 情報経済小委員会
IT 利活用ビジネスに関するルール整備 WG

目次

第1 はじめに	3
第2 一定の方向性が得られた論点	4
1 IoTデータ・ビッグデータの利活用権限	4
(1) 問題意識・整理の方向性	4
(2) データ被取得者等とデータ取得者の間の関係	5
(3) データ取得に係る関係者の相互関係	7
(4) データ流通時における相互関係	8
(5) 対応の方向性	10
2 国境を越えるサービス提供に対する法令の適用	11
(1) 問題意識	11
(2) 域外適用に係る考え方と具体例	12
(3) 対応の方向性	14
3 クラウドサービスにおけるデータ消失時の責任	16
(1) 問題意識	16
(2) 免責条項・責任制限条項の適用関係	16
(3) 定型約款の規定との関係	21
(4) 対応の方向性	22
第3 更なる検討が求められる論点	23
1 シェアリング仲介サービス	23
(1) 問題意識	23
(2) シェアリングに関連する規制の例	24
(3) 宿泊シェアの例	25
(4) 今後の検討の方向性	26
2 検索エンジンにおける検索結果の削除の在り方	28
(1) 問題意識	28
(2) 最近の裁判例	28
(3) 事業者における対応	29
(4) 今後の検討の方向性	30
3 個人向け送金・決済サービス	31
(1) 問題意識	31
(2) 電子送金・決済を巡る法規制と利用者保護	31
(3) 今後の検討の方向性	32
第4 おわりに	33

第1 はじめに

IT の進展に伴い、従来存在し得なかった新たなサービスやビジネスモデルが可能となり、斬新かつ高度なサービス形態やビジネスが日々登場している。IT を利活用した新サービス等の創出が推進されることにより、新たな経済活動が生まれ、我が国企業の競争力が高まることが期待される。

一方で、我が国の法令は、それが制定・改正された当時における技術を前提とするものであり、新たな技術を前提としたビジネスモデルについては、現行法令がどのように適用されるのかその解釈が明らかでない場合があるほか、古い技術を前提とした現行法令の規律が必ずしも妥当しない状況も起こり得る。このように、IT の急速な進展によるビジネス環境の変化に現行制度が追いついていないことが、企業がゲームチェンジをもたらすような新たなビジネスモデルに踏み出すことを躊躇する一要因となることが懸念される。

経済産業省はこれまで、電子商取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関連法令がどのように適用されるかの解釈を「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（以下「準則」という。）として示し、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化を図る等の取組を行ってきたところである。しかしながら、今や IT を利活用したビジネスは電子商取引や情報財取引にとどまらず、むしろあらゆる産業が、IoT（Internet of Things）や AI（Artificial Intelligence）をはじめとする IT の進展によって、ビジネス環境の変革を余儀なくされる状況にある。このことを踏まえると、現在では準則の整備のみならず、より幅広い制度整備が望まれているものと考えられる。

このような背景の下、平成 26 年 12 月 9 日に開催された産業構造審議会商務流通情報分科会情報経済小委員会（第 1 回）において、IT を巡る様々な制度的論点への対応の必要性を指摘する声が上がられ、同小委員会の下に設置された IT 利活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループ（以下「ルール整備 WG」という。）において、詳細な検討を行うこととなった。

この文書は、IT の進展により登場した、既存の制度が想定していないような新しいサービスやビジネスモデルとして整理が必要と考えられる論点に対して、制度的な課題の抽出に加え、それらの課題に対して国がどのように対応すべきかの方向性について、ルール整備 WG において検討を行った結果について整理したものである。なお、ルール整備 WG は、これまで準則策定に関する議論を中心に行ってきたところであるが、以上の経緯のとおり、この文書における整理は必ずしも準則に反映されるべき性質のものではなく、準則のみならず他の広範な出口を選択肢として念頭に置いたものである点について留意されたい。

第2 一定の方向性が得られた論点

1 IoT データ・ビッグデータの利活用権限

(1) 問題意識・整理の方向性

IoTの進展により、社会インフラを含むあらゆるモノからデータが収集・蓄積され、製造現場等における暗黙知もデジタルデータ化されるようになってきた。また、ビッグデータ処理技術やAI技術の進歩によって、収集・蓄積されたデータを高度に分析することが可能になった。このような背景の下、データ分析を通じて、業務改善（歩留まり向上、予測保全等）やマーケティング等のために利用され、既存の製品の高付加価値化や、革新的なビジネスモデルの創出がなされるなど、これまで以上にデータ自体の経済的価値が高まっている。

一方で、データの収集・蓄積に関しては、様々な関係者が複雑に寄与していることから、関係者のそれぞれがデータに対してどのような権限を有しているのかも明らかでない。今後データの経済的価値がますます増大し、複数の関係者の間でより複雑な使われ方がされるようになった際に、データの利活用権限を巡る関係が整理されないままであれば、データ利活用による利益の配分を巡って争いが生じるおそれがある。

また、データそのものやデータの集合体であるデータベースについては、著作権法等既存の法令によって必ずしも保護されるわけではないところ、取得・収集された価値あるデータの流通・交換を事業者間で行う場合、各事業者において当該価値が保護されるのか、あるいはどのように保護するのかについては確たる見解がなく、このことがデータ流通・交換を事業者が躊躇する要因の一つとなっている。

このような観点から、IoTデータの取得から流通までの各場面（図1 ①～③）における関係者ごとの権限について、以下において整理を試みる。なお、①～③の区分は厳密なものではなく、相互に影響し又は重なり合うこともあり得るものである。また、取得されるデータが個人情報に該当する等個人情報保護法による規制対象となる場合には、同法上の別途の検討を要することから、以下の検討では、当該データは個人情報に該当しないこと等を前提とし、同法上の規制への対応等の論点については検討の対象としないこととする。

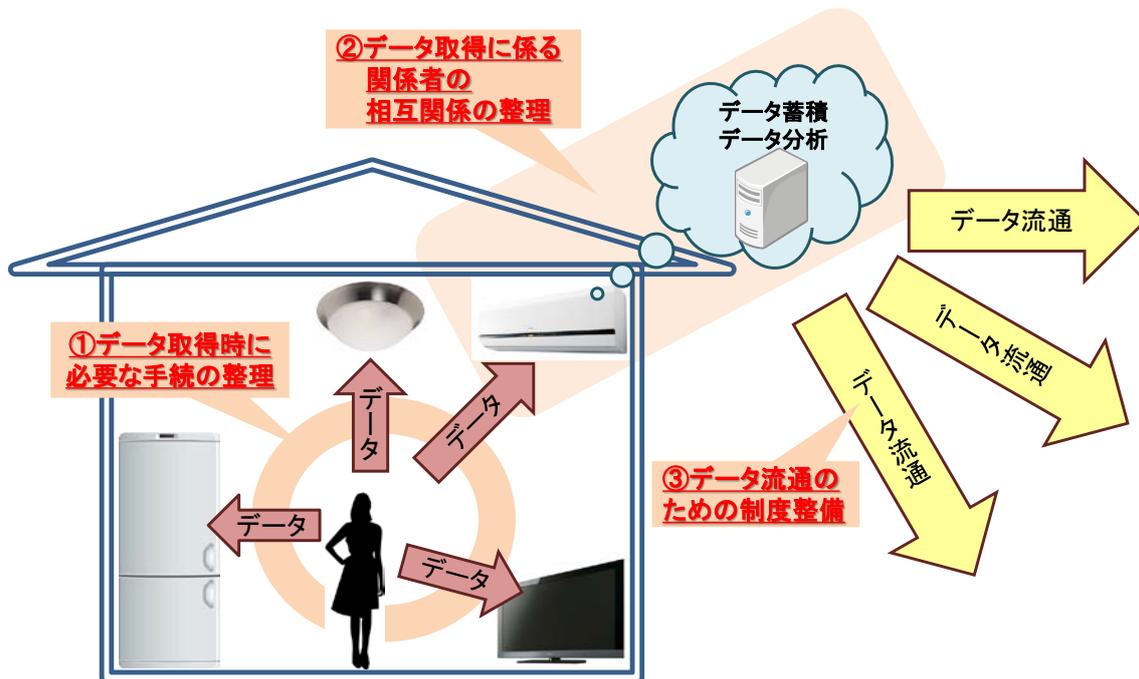


図 1 IoT データを巡る各関係者の権限の整理をすべき場面

(2) データ被取得者等とデータ取得者の間の関係

発生したデータがまず取得される場面（図 1 ①）においては、（ア）データ取得に用いられる機器を介してデータを取得される者、（イ）当該機器を所有ないし占有する者¹、（ウ）当該機器を介してデータの取得・蓄積等を行う者が、当該データを巡る関係者として想定される。ここで、取得・蓄積したデータを（ウ）が使用するに当たって、（ア）及び（イ）がデータについて有する権原が問題となる。

データに対して（ア）又は（イ）が有する権原としては、（ア）についてはプライバシー²に関する権利等、（イ）についてはデータの取得・蓄積等を行う機器に対する所有権又は占有権³に基づく請求権等が想定される。（ア）及び（イ）

¹（イ）が（ア）又は（ウ）と同一の者であるケースが多く想定される。（イ）が（ア）と同一の者となるケースとしては、例えば機器が家電や自動車（又は自動車パーツ）等である場合が想定され、（イ）が（ウ）と同一の者となるケースとしては、例えば機器が公道やパブリックスペースに備えられたカメラやセンサー等である場合が想定される。

²（1）で述べたとおり、検討の対象となるデータは個人情報に該当しないことを前提としているが、特定の個人を識別できず個人情報に該当しないデータであっても、例えばテレビの視聴履歴等、プライバシーに属する情報となり得るものが存在する。

³ データそのものに対する権利については、フランス民法典における所有概念等を参考に、無体物が所有権や占有権の対象とされる可能性も議論されている（横山美夏「フランス法における所有（propriété）概念—財産と所有に関する序論的考察—」新世代法政策学研究 Vol. 12(2011)）。

が実際にこのような権原を有するかの結論は個々の事情に応じて異なり得るが、一方で（ア）及び（イ）がこのような権原を何ら有しないという整理ができない限り（ウ）のリスクが払拭されないことに鑑みれば、（ウ）がデータを利活用するに当たっては、（ア）及び（イ）との間で合意を形成する必要があることを原則と考えた上で、（ア）のプライバシー権及び（イ）の請求権のいずれも及ばないことが明らかなデータについてのみ合意を形成することなく利活用できると考えることが適当である。したがって、（ウ）によるデータ利活用を推進するためには、①（ウ）が（ア）及び（イ）との間で合意を適切に形成するためのスキームの整備及び②データに（ア）及び（イ）の権原が及ばない場合の要件の整理が必要である。

①については、どのような事項についてどのような方法で合意を形成することが望ましいかについての整理が有益である。合意内容に含める事項としては、取得対象のデータの性質を踏まえ、例えば取得対象となるデータの範囲を事前に明示することや、データ取得についてのオプトアウトを設けることの要否等、どのようなものを含めていくべきかの精査が必要である。また、合意形成の具体的方法としては、（ア）及び（イ）からデータ利活用に関する明示的な同意を取得する方法のほか、データ利活用を認めることが機器の使用の条件となることを（ア）及び（イ）に明示した上で機器を提供する方法など、様々なものが考えられるが、それぞれの方法が適切なものであるかについては検討が必要である⁴。

②について整理すべき典型的な事例としては、（ア）と（イ）が別個の者である場合が考えられる。例えば、公道やパブリックスペースに備えられたカメラやセンサーによってデータ取得を行う場合、（イ）と（ウ）が同一の者であるとすると、（ア）との合意形成がなされれば（ウ）はデータ利活用ができるが、この場合（ア）は不特定多数の者であり、（ウ）との間で合意形成を行うに当たっては困難が想定される。この場合において（ウ）と（ア）の間で合意が形成されていないときであっても、取得したデータに（ア）のプライバシー権が及ばない場合には、（ウ）によるデータ利活用が可能であると考えられるところ、このような事例についても整理を行うことが望ましい。

また、特に（ア）又は（イ）が工場管理者等の事業者である場合には、（ウ）のみならず当該事業者自身もデータの利活用を望むことが想定される

⁴ この点に関連する検討として、経済産業省『パーソナルデータ利活用ビジネスの促進に向けた、消費者向け情報提供・説明の充実のための「評価基準」と「事前相談評価」のあり方について』（平成26年3月26日）がある。なお、合意が定型約款による場合については、民法の一部を改正する法律案（平成27年3月31日閣議決定）において、定型約款についてのみなし合意に関する規律が盛り込まれており、新たな規律の下での合意形成の在り方についても検討することが求められる。

当該事業者によるデータ利活用についても合意形成プロセスの中で合意しておくことが望ましい⁵。

なお、(ウ)が取得したデータについて、後述の(3)のように、複数種類のデータが1箇所に集約される場面においては、単独のデータのみを利活用する際にはデータを取得される者のプライバシーに関する問題を生じないと考えられる場合であっても、そのようなデータを複数組み合わせることで当該者の人格等が浮き彫りになるような場合が想定され、データ利活用を巡ってプライバシーに関する問題が別途生じ得ることから、そのような状況におけるプライバシーを巡る懸念を払拭できるような合意形成を行う必要がある。さらに、後述の(4)のように、企業の壁を超えたデータ流通が行われる場面においては、合意形成の時点でその後のデータ流通についても併せて合意を形成⁶しておくことが必要と考えられることから、望ましい合意内容に関する整理は、この点も踏まえて行うべきである。

(3) データ取得に係る関係者の相互関係

上述の(2)を踏まえると、適切な合意形成の下でデータを取得・蓄積した(ウ)に当たる者が、データを利活用することができることとなる。一方で、データの取得・蓄積に関わる(ウ)に当たる者としては、例えば図1②で示すように、データ取得を行う機器・パーツ・部品等のメーカー、当該機器・パーツ・部品等を複数種備えた完成品を製造するメーカー、機器等から取得されたデータを集約・蓄積するプラットフォーム等の複数の者が想定され、それぞれがデータ利活用について適切に合意を形成している場合においては、複数の者が当該データを利活用できることとなり得る。

複数の者がデータを利活用できる場合に前提となる合意形成の形態としては、(A)複数の者が個別にそれぞれ合意を形成するものが基本となるが、合意形成のプロセスやデータの取得を簡素化する観点から、(B)個別の者をそれぞれ明確化した上で一括して合意を形成する等の手法を採用することが想定される。(A)の場合には、それぞれの者が有するデータ利活用の権限は個別のものであるから、関係者の相互関係は基本的に存在せず、それぞれの者は自らが利活用したいデータについて個別に取得・蓄積を行うこととなる⁷。一方、(B)の

⁵ この場合においては、当該事業者と(ウ)の関係が後述の(3)における複数の関係者間のものに近いものとなることから、(3)のような観点についても留意する必要がある。

⁶ データが流通する旨について合意が形成されている場合、データの流通先において形成された合意に沿った形でデータが使われることを、データ流通に係る当事者間の契約等によって適切に確保する必要がある。

⁷ (A)の場合に、自己が事実上取得できなかったデータについて他の関係者から権限付与を受けることも考えられるが、その場合の相互関係は後述の(4)と同様に考えられる。

場合には、複数の関係者間で包括的な契約が締結されることになるから、当該契約の中で関係者相互の権利義務関係について合意し、データの取得や蓄積等の負担について複数の関係者間でどのように分担するのか、データ利活用に伴う損害賠償等の責任関係が複数の関係者間でどのように負担されるのか等を契約内容において明確にするべきである。したがって、(B)のようにデータ取得に係る関係者間で包括的な契約を締結する場合に、どのような権利義務関係を規定することが望ましいかについて整理を行うことが有益である。

ここで、データ殊にファクトデータは通常、営業秘密としての管理等の特段の措置を講じない限りにおいては独占的な使用が知的財産権法によって保護されるものではなく、また、その使用により消失したり価値が常に減損したりするというわけではないものであることから、その使用を望む者によって広く使用されることも法は許容し得るといえるものである。このような観点を踏まえると、複数の関係者のうちの一部がデータを独占的に利活用し、他の関係者によるデータ利活用を正当な理由なく受け入れない場合には、競争法上の問題⁸を生じる可能性もあることに留意する必要がある。

また、複数の末端機器から取得されたデータが完成品メーカーに集約され、さらに完成品メーカーのデータがプラットフォーマーにおいて集約されるといったように、データが段階的に集約されていく事例も考えられるところ、最終的なデータ集合に至るまでに各段階の者がそれぞれの貢献を行っていることに照らせば、それぞれの段階の者が適切にデータを利活用できるべきと考えられること⁹にも配慮が求められる。

(4) データ流通時における相互関係

取得され蓄積されたデータについて、図 1 ③のように企業の壁を超えて流通させるためには、データの取引が安全に行われることが重要である。例えば、他社に販売する目的で取得し管理しているデータについて、第三者が同一のデータを権限なく取得したり、無断で複製したりして廉価に販売したことにより、自社のデータが売れずに損害を被った場合に、当該第三者に対してデータ販売

⁸ データ共有について、共有者間の競争の状況及び共有されるデータの利用の方法によっては競争が制限される可能性が考えられるとした検討がある（公正取引委員会「スターアライアンス加盟航空会社 8 社における情報共有について」平成 23 年 10 月 21 日）。また、データについて知的財産権法による保護がなされている場合であっても、競争法上の問題は必ずしも排除されない（公正取引委員会「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」）ことに留意が必要である。

⁹ 直接的ではないが、関連する議論として、特定の土地で得られた生物資源等の遺伝資源や、特定の民族が伝統的に培ってきた自然等に関する伝統的知識を利用した発明を行い特許権が取得された場合に、遺伝資源や伝統的知識を提供した途上国等の者が利益配分を求める等の議論が、例えば生物多様性条約に見られるとおり、国際的になされている。

の差止めや損害賠償を請求することができなければ、データ販売に係るリスクを嫌い、データ流通を躊躇する事業者が現れかねない。

データ（データベース）については、表 1 に示すとおり、現行制度においても一定の要件の下で保護を受けることができるとされる。著作権法上の保護については、ファクトデータである IoT データ単体についても、取得された IoT データをそのまま蓄積することで構築されるデータベース¹⁰についても通常は創作性を認めがたいことから、IoT データのデータベースについては通常著作権法上の保護を受けることができるとはいえないが、IoT データのデータベースであっても、取得された IoT データをそのまま蓄積したものではなく、独自の基準でデータの選択や体系的な構成を行うことで創作性を獲得したもの¹¹については、保護を受けられる場合が考えられる。よって、IoT データのデータベースがどのような場合に著作権法上の保護を受けることができるのかについて、想定される事例を踏まえた整理を行うことが望ましい。

表 1 現行制度におけるデータベース保護

	著作権法	不正競争防止法	民法（裁判例 ¹² ）
対象	創作性があるデータベース（12条の2）	営業秘密（2条1項4－9号）	データベース
損害額の推定	有（114条）	有（5条）	無
差止請求	可（112条）	可（3条）	原則不可
期間	50年（51条）	時効：3年 除斥：差止10年 賠償20年（差止：15条） （賠償：民法724条）	時効：3年 除斥：20年（724条）

一方、秘密として管理されている IoT データ及びそのデータベースについては、不正競争防止法上の営業秘密として保護され得るが、そのためには対象デ

¹⁰ データ流通によりデータベースを受け取る者にとって、独自の視点で一から加工ができるデータベースであるという点で、価値が高いものとなり得るデータベースである。

¹¹ 例えば、特定の個人のプライバシーに係る IoT データをそのまま蓄積したデータベースを当該個人が特定できないよう加工する処理や、取得された IoT データを独自の基準で分類又は取捨選択する処理等によって、その処理の具体的態様によっては、データベースが創作性を獲得し得る。

¹² 東京地裁平成13年5月25日判決（翼システム事件）

ータが秘密管理性等の所定の要件を満たし法第2条第6項の「営業秘密」の定義に該当する必要があることから、流通を前提とした場合において IoT データ及びそのデータベースを営業秘密として管理することの実現可能性の程度について評価を行う必要がある。

また、不法行為法によるデータベース保護については、不法行為に対する差止請求が認められ難いほか、損害の立証も必ずしも容易ではないといった問題があるが、著作権法や不正競争防止法による保護と比較して幅広い客体について認められ得ることから、不法行為法に基づいて IoT データ及びそのデータベースについて保護を受けることについても整理を行うことが望まれる。

以上のとおり、現行制度においても IoT データ及びそのデータベースは一定程度保護され得るものと考えられることから、現行制度下における IoT データ及びそのデータベースの保護の可能性についてまず精査し、保護を受けるために必要なデータの取扱い等について整理を行うべきである。また、仮に現行制度では保護が不十分であることが判明した場合には、保護の必要性を改めて精査した上で、適切な保護のための制度設計について検討を行うことが求められる。

(5) 対応の方向性

データ被取得者等とデータ取得者の間の関係（図1①）については、両者間で形成する合意の具体的内容や合意形成の具体的方法について、どのようにあるべきかを示すガイドライン等を作成することが考えられる。また、データ被取得者等のプライバシー権がどのようなデータに及ぶかについては、個別の事例に応じて結論が大きく異なることが想定されるところであるが、可能な限り多くの事例を想定し、幅広い事案に妥当するような整理を試み、当該ガイドライン等において併せて示していくことが望ましい。

データ取得に係る関係者間の関係（図1②）については、データ被取得者との関係でデータ利活用の権利を有する者がいずれも過度な制約なく適切にデータを利活用することができる環境を整備するため、複数の関係者間における包括的な契約の中でどのような事項を定めておくべきかを示す契約ひな形等を作成することが考えられる。

データ流通時における関係（図1③）については、現行制度下における保護を受けるために必要な事項を整理し、その内容をデータ流通のための契約ひな形等に含めていくことが考えられる。また、現行制度を超えた保護の在り方を検討するに当たっては、データ保護とデータ利活用のバランスに十分配慮した上で進める必要がある。

2 国境を越えるサービス提供に対する法令の適用

(1) 問題意識

国の法律は、当該国の領域内において適用され、その効力は外国に及ばないのが原則である（属地主義）。しかしながら、企業活動がグローバル化する中、外国で行われた様々な行為が日本国内における経済活動及び社会活動に重大な影響を及ぼす場面が増加している。とりわけ、近年のITの進化により、海外事業者らが当該外国に居ながらしてインターネットを通じて日本国の居住者向けにサービス提供を行うことが技術的に容易となり、もはや越境のサービス提供が珍しくなくなっている。

越境サービスと法適用との関係では、例えば、受信メールの解析結果に応じて広告を表示するウェブメールサービスについて、国内事業者には通信の秘密に関する規制が適用され、国外のサーバーを通じて日本向けにサービスを提供している海外事業者には当該規制が適用されないとされる。また、海外事業者が、日本語を含む多言語のウェブサイトを設け、国外のサーバーを通じて日本の居住者向けにサービスを提供している例もあるが、そうしたウェブサイトがインターネット通販やソーシャル・ネットワーキング・サービスである場合、日本国居住者の個人データを大量に取得することになることから、日本の個人情報保護法等を適用すべきとも考えられる。

サービスを受ける日本の居住者の中には、国内外の事業者を特段区別することなくサービスを求める者もおり、他方で、海外事業者のなかには、日本を含めた全世界に対するサービス提供を意図する者もいれば、日本の法制度を熟知した上で法適用を回避しながら、あるいは法意識の乏しさにつけ込んで、あえて日本の居住者にサービス提供を行う者も存在する¹³ところである。国内外いずれの事業者による場合であってもサービス内容によっては特性上の差異が特段認められないものもあること、日本の居住者から多大な利益を得ている海外事業者もいること、日本の法制度の不備につけ込む海外事業者も存在すること等の事情に鑑み、海外事業者とのイコールフットイングの観点から、現行法制度の横断的な再検証・見直しが必要である。現に、国内外の事業者間の競争環境についての衡平性を担保するため、日本向けにサービスを提供している海外事業者にも日本法を適用して一定の規制を行うべきとの声が国内の事業者及び消費者双方から上がっている。外国からの越境サービスに対する日本法の域外適用につき、さらには国際的な執行協力について、横断的な見地から積極的に議論、検討がなされるべき状況にあると考えられる。

また、国内の事業者に対して外国の法令が域外適用される場合についても、

¹³ 例えば、東京高裁平成26年11月17日判決（MR I インターナショナル事件）

同事業者に周知させ、さらには、諸外国からの不公平な法適用がなされないよう、十分な対策を行うことが望まれる。

(2) 域外適用に係る考え方と具体例

日本法の国際的な適用範囲について、民事法、刑事法及び行政法に区分して考察すると、民事法については、法の適用に関する通則法（平成18年法第78号）等に従って定められる準拠法により決せられ、刑事法については、特別の規定がない限り刑法の規定（原則として属地主義（第1条））が適用される。これに対して、行政法の適用範囲については、一般的な原則や適用関係を定めた法律は存在しない一方、域外適用についての国際法上の制約は少ないとされる。

経済法・競争法の域外適用の論点としてはこれまでに多くの議論がなされ、法令の域外適用の問題として様々な整理がなされている。例えば、域外適用に関して表2のような整理ができる。

表2 域外適用に関する整理

属地主義	行為の一部が国内で行われた場合に管轄権を行使できるという考え方。行為の主体が所在する国が管轄権を行使できるという主観的属地主義と、行為の結果が発生した国が管轄権を行使できるという客観的属地主義に区分されるとの見解もある。	
消極的 属人主義	自国民の保護のため、外国で行われた外国人の行為に対して管轄権を行使できる場合があるという考え方。	刑法第3条の2等
効果主義	外国における行為が、自国の領域内に実質的、直接的な効果を及ぼし、行為者がそれを予見可能である場合に、外国における行為に対して自国の管轄権を行使できるという考え方。競争法においては一般的な理論。	競争法
標的基準	海外事業者が自国内の個人を標的とする何らかの行動をとった場合に、自国の管轄権を行使できるという考え方。	EUデータ保護規則

また、国家の管轄権は、国際法上、立法管轄権、裁判管轄権及び執行管轄権に区分されるが、域外適用については、上記した立法管轄権のほかにも、法令のエンフォースメントである執行管轄権の観点からも考察されなければならない。この点につき、執行管轄権は外国領域内には及ばないため、海外事業者に日本法が適用されたとしても、執行権限まで付与されるわけではない。したが

って、何らかの法的根拠がない限り、現状では、当該海外事業者が日本の執行機関の執行に任意に従うか、当該国の法令違反に基づき当該国の執行機関が執行するほかないということになる¹⁴。域外適用による執行のためには、外国の執行当局との執行協力が必要となるが、執行協力を実効的に行うには、根拠規定（条約、経済連携協定等の国際協定等）を定めることが重要となる。また、執行協力が円滑に行われ、実効的な執行の担保のためには、外国当局との情報の相互提供が重要であるが、そのための根拠規定の整備も必要になる¹⁵。独占禁止法及び関税法等においては、越境執行協力のための情報提供規定が定められている。

加えて、国内法の域外適用により管轄権が重複ないし抵触し得ることも考慮して、条約等の締結による国際協調や法令そのものの国際的ハーモナイゼーションに向けて取り組みをし、また、国際礼讓の在り方についても政策問題として考慮する必要がある。

ただし、エンフォースメントが困難であることを理由として域外適用が否定されることにはならず、我が国の法政策上、域外適用が必要と考えられる局面においては、海外事業者であっても端緒を見つけて積極的に適用をし、エンフォースメントが可能となるよう体制整備を行うことが重要と考えられる。

¹⁴ 景品表示法違反の場合のように、事業者の違反行為が認定されて措置命令が出された場合における消費者庁による当該事実の公表等、事業者の是正行為が期待できない場合であっても公表それ自体が一定の実効的措置となる場合もある。

¹⁵ 海外事業者に対する書類送達についても、民事訴訟法の送達規定のうち在外者に対する書類送達に関する規定を準用することにより（この点、例えば、独占禁止法第70条の17等）、執行管轄権上の問題を可能な限り回避して手続を進める必要がある。

表 3 域外適用に関する我が国法令の具体例

法令	域外適用	情報提供
独占禁止法	規定なし ただし、公正取引委員会は効果主義で運用しているとの見解がある(ブラウン管価格カルテル事件、マリンホース国際カルテル事件等) ¹⁶	規定あり 公正取引委員会から外国当局への情報提供(第43条の2)
景品表示法	規定なし ただし、消費者庁は適用の可能性を排除していない	規定なし
個人情報保護法 (改正案)	規定あり(第75条)	規定あり 個人情報保護委員会から外国執行当局に対する情報提供(第78条)
資金決済法	規定あり(第36条、第38条1項6号、第40条1項1号、第63条等)	規定なし
金融商品取引法	規定あり(第58条の2等) 金融庁は効果主義で運用との見解あり	規定あり 外国当局の要請に基づく情報提供(第189条)
特定商取引法	規定なし(ただし、第26条1項2号) 消費者庁は適用を認める	規定なし
旅行業法	規定なし 観光庁は海外OTA等への適用に否定的	規定なし

(3) 対応の方向性

インターネット等を介してビジネスが容易に国境を越え、海外事業者による日本向けサービスの提供も日常的となりつつある中、国内の事業者及び消費者にとっては、海外事業者の経済活動を無視し得ない状況にある。こうした状況

¹⁶ 効果主義に基づく競争法の域外適用に関する公正取引委員会の見解については独占禁止法涉外問題研究会報告書(1990年)参照。

においては、日本の国内市場から見たときに国内からのサービスも国外からのサービスも区別なく提供されることとなり、サービスの出所が国内であるか国外であるかによって規制内容に差が生じることが合理的でなくなることに鑑みれば、海外事業者といえども日本の国内規制を適用して、国内外の事業者間における競争環境の衡平性を図るべき必要性が認められる。

この点を担保する観点からの一方策として、海外事業者が現に参入し又は参入が想定される分野・領域における法制度の整備に当たって、域外適用の点についても明確に規定されることが望ましいといえる。具体的には、法令の制定・改正等がなされるに当たっては、当該法分野に関連する海外事業者の動向や海外法制度に関する十分な調査の実施とそれらを基にした立法事実の見極めを行い、地理的な適用関係及び域外適用のための関連規定を明記し、必要な域外適用を行う上での疑義を極力生じさせないための環境整備について考慮されるべきである。これとともに、域外適用の実効性を担保するため、法執行のための仕組み（前述した条約ないし国際協定の締結等）をどのように設計・実現していくかについても、各法令につき個別具体的に検証していく必要がある。その際は、海外法制度等の調査結果も踏まえた上で執行管轄権の抵触関係も慎重に考慮することになる。

また、国外に向けてビジネスを行う国内事業者や、我が国に向けてビジネスを行う海外事業者については、当該事業者の所在国以外の法令が適用され得ることになることから、そのことを事業者が適切に認識することができるよう、例えば「準則」の「国境を越えた取引等に関する論点」の章において、外国法令の域外適用関係等を記述する等の環境整備を行う方法が考えられる。

3 クラウドサービスにおけるデータ消失時の責任

(1) 問題意識

クラウドサービスにおいては、そのサービスの特性上ユーザーデータをクラウドサービス事業者のサーバーに保管するという状態が不可避免的に発生する。そのため、データが100%安全であるという状況を確立、維持することは技術的に極めて困難である以上、クラウドサービス事業者は、その保管するユーザーデータを消失するリスクを常に負担していることになる。2012年6月に発生した大規模データ消失事故が記憶に新しいが、そのようなトラブルは、規模を問わず現在でも発生していると推察されるところ、関係者が多数に及び、対象データ量も膨大となっているクラウドサービスにおいては、一旦データが消失した場合の被害が甚大・深刻となる可能性があるものである。

クラウドサービス事業者は一般に、ユーザーデータの消失について契約責任又は不法行為責任を負うべき地位にあるが、多くの場合、サービス利用規約や約款等において、免責条項や責任制限条項を設けて自己の責任を限定している。一方で、このような免責条項や責任制限条項は、契約締結やデータ消失に至る経緯によっては、特にユーザーが消費者である場合を中心に、必ずしも有効なものと認められないことがあり、クラウドサービス事業者は想定を超えるリスクを負う可能性がある。

ユーザーデータ消失の場面でクラウドサービス事業者が置かれる法的立場について整理を行い、データ消失時等における免責条項及び責任制限条項の適用関係についての判断要素等を示すことができれば有益である。

(2) 免責条項・責任制限条項の適用関係

ア 総論

クラウドサービスでは、サービス提供事業者が構築したインフラにユーザーの膨大なデータを保管し、稼働するが、同事業者は、ユーザーに対して、インフラ（データ領域）利用を提供するのみならず、そのデータを適切に保存し、消失させない義務を負うものと解される（東京地判平成13年9月28日判決等）。もっとも、クラウドサービス提供事業者は、規約等に免責条項及び責任制限条項を規定しているのが通常であり、これらの条項が適用されると、ユーザーは自らに発生した損害の賠償が十分に受けられないこともあり得る。他方で、当該条項の適用がいかなる場合にも否定されれば、同事業者は、データ消失につき個別事案によっては加重な責任を負担する結果となるおそれもあり、このことはひいてはクラウドサービス事業全体の発展を阻害しかねない。したがって、このような免責条項・責任制限条項の有

効性につき、一定の予測可能性が与えられれば、クラウドサービス提供事業者及びユーザー双方にとって有益である。

イ 条項例

【条項例－免責条項】

第〇〇条（免責）

当社は、システムの不具合その他原因を問わずデータの破損又は紛失に関して一切の責任を負いません。

前項の規定は、当社に故意又は重過失が存する場合、又は契約者が消費者契約法上の消費者に該当する場合には適用しません。

損害賠償額が極めて僅少であるような責任制限条項もこれに含まれる。

【条項例－責任制限条項】

第〇〇条（損害賠償額の制限）

本サービスの利用に関し当社が損害賠償義務を負う場合、契約者が当社に本サービスの対価として支払った総額を限度額として賠償責任を負うものとします。

また、サービス提供事業者の規約等では、責任制限条項として、そもそもの責任発生を一定時間以上のサービスの利用不能があった場合に限定し、損害賠償限度額を一日当たりの利用額又は月額料金に限定するとともに、故意・重過失のある場合には当該条項が適用されないと定めるものもある。

ウ 重過失の判断

重過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するとされる（最高裁昭和32年7月9日判決・民集11巻7号1203頁、最高裁昭和51年3月19日判決・民集30巻2号128頁等）。

他方、重過失を故意に近い著しい注意の欠如と解するのではなく、注意義務違反の程度の重い場合と解する見解もあり、この点、証券会社担当者による株式誤発注につき、発注直後の取消注文が証券取引所のシステム不備により受け付けられず巨額の損失が発生した事件の控訴審判決（後掲「ジェイコム株式誤発注事件控訴審判決」）においては、前掲最高裁における重過失の判断を踏まえながらも、注意義務違反の程度として重過失を判断する枠組み

を示したものである¹⁷。

重過失の考え方につき如何なる見解をとるにせよ、クラウドサービスにおいてデータが消失した場合のサービス提供事業者の過失の判断については、消失の原因のほか、クラウドサービスの内容（クラウドサービスの種類（IaaS、SaaS、PaaS等）、サービス提供事業者における消失防止等措置の状況（バックアップの有無等）、当時の技術水準・技術常識、消失原因に対する防止対策・結果回避措置の技術的容易性、消失データの性質、ユーザー側の対応（バックアップの有無等）、ユーザーに対する注意喚起の状況等の事情を総合考慮の上、個別具体的に判断されるものである。

エ 適用関係の考察

契約者であるユーザーが消費者契約法上の消費者に該当する場合、免責条項は無効であり適用はないが（同法第8条1項1号、不法行為につき同項3号）、責任制限条項の適用はあるため、上記条項例の場合、支払済の対価相当額が損害賠償限度額とされる。もっとも、消費者契約法には、「事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項」は無効とする旨が規定されているため（同法第8条1項2号、不法行為につき同項4号）、サービス提供事業者に故意又は重過失が認められる場合には、当該責任制限条項はその限りにおいて無効と判断される。

契約者であるユーザーが事業者である場合、免責条項及び責任制限条項は

¹⁷ 同判決では、「重過失（重大な過失）について、判例（最高裁昭和32年7月9日判決・民集11巻7号1203頁）では『ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態』と表現し、『ほとんど故意に近い』とは『通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた』のに『漫然とこれを見過ごした』場合としている。これは、結果の予見が可能であり、かつ、容易であるのに予見しないである行為をし、又はしなかったことが重過失であると理解するものである。これに対して、重過失に当たる『著しい注意欠如の状態』とは著しい注意義務違反、すなわち注意義務違反の程度が顕著である場合と解することも可能である。これは、行為者の負う注意義務の程度と実際に払われた注意との差を問題にするものである。前者のような理解は重過失を故意に近いものと、後者のような理解は重過失を故意と軽過失の間にあるものと位置づけているようにも解される。ところで、今日において過失は主観的要件である故意とは異なり、主観的な心理状態ではなく、客観的な注意義務違反と捉えることが裁判実務上一般的になっている。そして、注意義務違反は、結果の予見可能性及び回避可能性が前提になるところ、著しい注意義務違反（重過失）というためには、結果の予見が可能であり、かつ、容易であること、結果の回避が可能であり、かつ、容易であることが要件となるものと解される。このように重過失を著しい注意義務違反と解する立場は、結果の予見が可能であり、かつ、容易であることを要件とする限りにおいて、判例における重過失の理解とも整合するものと考えられる。そうすると、重過失については、以上のような要件を前提にした著しい注意義務違反と解するのが相当である。」と判示している。

いずれも有効であると解される余地がある。もっとも、特に免責条項につき、サービス提供事業者の過失内容が故意又は重過失の場合には、必ずしも有効と判断されるわけではなく、事案に応じた個別具体的な判断になるものと考えられる。

以上の点に関し、規約及び約款等の内容は契約締結に当たり当事者双方が十分に確認できるものであるから、内容が承諾できない当事者は契約を締結しなければよいだけであるといえる。しかし、実際にはクラウドサービス提供事業者の多くがその規約等において上記のような免責条項及び責任制限条項を規定しているため、ユーザーにとっては實際上、それらの条項が規定されていないサービスを選択することは困難である。また、規約等における上記各条項については、相対的に交渉力に乏しいユーザーの利益を著しく害するものであるとして、信義則又は公序良俗の観点から、その有効性につき否定的に解するべきであるとの議論がなされているところである。

以下、データ消失につき、サービス提供事業者に軽過失が認められる場合（①）と故意又は重過失が認められる場合（②）に分けて、あらためて整理する。

①軽過失の場合

裁判例には、軽過失の場合に賠償義務者の免責・責任制限を定める規定を有効と解しているものもある（例えば、東京地裁平成21年12月4日判決・判例時報2072号54頁〔ジェイコム株式誤発注事件一審判決〕、東京高裁平成25年7月24日判決・判例時報2198号27頁〔ジェイコム株式誤発注事件控訴審判決〕等）。

ただし、賠償義務者の過失内容が軽過失の場合であっても、ユーザーが消費者である場合、免責条項は無効であり（消費者契約法第8条1項1号、3号）、責任制限条項についてもその規定内容等によっては無効となり得る（同法第10条）。また、ユーザーが事業者である場合でも、消費者契約法と同様に、免責条項と責任制限条項とでその有効性に関して異なる判断をし、免責条項は適用されないという考え方もあり得る。

②故意・重過失の場合

免責条項及び責任制限条項においてサービス提供事業者に故意又は重過失がある場合は適用されない旨の規定がある場合（前記免責条項の条項例参照）には、適用がない。そのような規定がない場合に、適用があるかは問題となる。

契約者であるユーザーが消費者である場合、いずれの条項も無効である（消費者契約法第8条1項1号ないし4号）。

ユーザーが事業者である場合も同様に解されるべきかは議論がある。こ

うした条項を無効とする前提として、契約の相手方が個人（消費者）である場合は、事業者との関係では交渉力に格差があるため、個人の利益を一方的に害する条項の効力は否定されるべきという判断があるとするれば、事業者間の契約である場合には必ずしも妥当しないともいい得る。加えて、殊に国内事業者が提供するクラウドサービスにおいては、サービス提供事業者がデータ消失を防止するため、二重・三重の安全管理措置を講じていることがもはや一般的な運用ともいえ、実際の消失事故においては、消失に至るまでに複数の過失行為や内規違反が競合するケースが多く、重過失認定が容易になされ得る状況にあることも考慮する必要がある。

他方で、裁判例には、事業者が故意又は重過失がある場合にも免責が受けられる結果が生じれば、当事者の衡平を著しく害するとして、その有効性に疑義が生じると判示するものがある（前掲ジェイコム株式誤発注事件控訴審判決）。また、事業者の積極的な行為により損害が発生したような場合についてまで広く免責を認めることは、損害賠償法を支配する被害者救済や衡平の理念に著しく反する結果を招来しかねず、約款解釈としての妥当性を欠くとして、免責条項を制限的に解釈して適用を否定した例もある（前掲東京地裁平成13年9月28日判決。また、責任制限条項の例として東京地裁平成26年1月23日判決・判例時報2221号71頁）。その他関連判例として、郵便業務従事者の故意又は重大な過失による書留郵便物についての損害賠償責任を免除し又は制限した郵便法の規定について、これを違憲と判断した最高裁平成14年9月11日判決最高裁判所平成14年9月11日大法廷判決・民集56巻7号1439頁〔郵便法違憲事件〕、ホテルの宿泊客がフロントに預けなかった物品等で事前に種類及び価額の明告のなかったものが滅失、毀損するなどしたときにホテルの損害賠償義務の範囲を15万円の限度に制限する宿泊約款の定めは、ホテル側に故意又は重大な過失がある場合には適用されない旨判断した最高裁平成15年2月28日第二小法廷判決・裁判集民事209号143頁等がある。

この点は、各事案における個別事情を基に判断されるべきであり、たとえユーザーが事業者であったとしても、サービス提供事業者が故意又は重過失が認められる場合やユーザーが消費者と同視し得る程度の小規模事業者のような場合等には、免責条項及び責任制限条項は無効又は制限的に解釈されるとの判断は十分にあり得るものと考えられる。

表 4 免責条項及び責任制限条項の適用関係

ユーザーの属性	クラウドサービス提供事業者の過失内容	免責条項の有効性	責任制限条項の有効性
事業者	軽過失	有効(無効又は制限解釈の可能性)	有効
事業者	故意又は重過失	無効又は制限解釈の可能性	無効又は制限解釈の可能性
消費者	軽過失	無効 (消費者契約法第8条1項1号、3号)	有効 (無効の可能性もある(消費者契約法第10条等))
消費者	故意又は重過失	無効 (消費者契約法第8条1項1号、3号)	無効 (消費者契約法第8条1項2号、4号)

※いずれもユーザー側の事情は考慮しない。

(3) 定型約款の規定との関係

民法改正案において新たに定められた定型約款の規定において、不当条項の規制が設けられ、「相手方〔定型取引の相手方〕の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第1条第2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす」と規定している(同改正案第548条の2第2項)。定型約款の規定は、定型取引すなわち「ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることが双方にとって合理的なもの」において契約の内容とすることを目的として準備される条項の総体であるため、典型的にはB to Cの取引を前提としていると考えられるが、B to Bの事業者間取引においても適用は排除されない。

定型約款の規定が適用されるとして、事業者間取引における約款に定める免責条項又は責任制限条項の合意の効力が否定されるか否かは、個別具体的な事情に基づく総合判断になるものであり¹⁸、定型約款の規定の適用により直ちに結

¹⁸ 消費者契約法第10条は、「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする」と定めるところ、この「第1条第2項に規定する基本原則に反し

論が導かれるものではないが、定型約款の不当条項の該当性が争点とされることで、今後クラウドサービス提供事業者が定める当該各条項の効力が問題とされる事案が増加していくと考えられる。

(4) 対応の方向性

本論点については、産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会にて取りまとめられた報告書¹⁹において一定の整理がなされているところ、報告書の内容も踏まえながら、免責条項又は責任制限条項が有効となる要件を含め、ユーザーデータ消失の場面でクラウドサービス事業者が置かれる法的立場について整理を行うことが望ましい。整理に当たっては、クラウドサービスに係る裁判例のみならず他の取引分野の関連裁判例についても網羅的に調査するほか、民法の債権法改正によって定型約款に係る規定が今後導入される点についても留意して進めるべきである。

整理の結果については、「準則」における新規論点として策定する等の方法で公表することが考えられる。

て消費者の利益を一方的に害するもの」に該当するか否かは、消費者契約法の趣旨、目的（同法1条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断すべきとされており（最高裁平成23年7月15日判決・民集65巻5号2269頁）、この点は、基本的に定型約款の不当条項の規定の判断にも妥当すると考えられる。

¹⁹ 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の検討に関するクラウド研究会『[我が国のクラウドサービスにおける競争環境等の整備についての検討](#)』（平成25年8月）18頁～21頁

第3 更なる検討が求められる論点

1 シェアリング仲介サービス

(1) 問題意識

インターネットの発展により、個人が所有する余剰資源について、貸し出したいというニーズと借り受けたいというニーズのマッチングが、プラットフォームシステム上で容易に成立させられるようになったことから、様々なモノや人材・サービス等の資源のシェアリングを仲介するサービスが多数登場している。シェアリングは従来、狭いコミュニティの中を中心に行われていたが、ITの発展により世界中の人々を結びつけ、また、シェアリングのプラットフォームやソーシャルメディアを通じたユーザー評価機能といった仕組みがシェア取引を促進させた。このようなシェアリング自体は通常、貸出人と借受人との間の個別契約に基づくものであり、シェアリングを積極的に推進する事業者はプラットフォームビジネスを行うプラットフォーマーに当たるとされるところ、プラットフォームが先進のITで構築されることにより、効率的なマッチングが進み個別契約が拡大することとなる。

一方で、シェアされる資源によっては、対価を得て又は反復継続してシェアリングを行う行為について、各種業法等による規制の対象となる場合があり、こうした法的不安定性がシェアリングの拡大を妨げる一因となっている。

表5 シェアリングの例

シェア対象	ユーザーの特徴
空き家・空室	宿泊したい人
施設・場所	イベント・会議室等として利用したい人
自動車	自動車を利用したい人、目的地まで自動車に乗せてもらいたい人
ビジネス知識・ノウハウ	ビジネス知識を求める人
個人の空き時間や能力	個人の何らかの労力等を求める人（引越し手伝い、家具組み立て等）
料理したい人	料理を食べたい人
遊休農地	農業を体験、取り組みたい人
印刷工場	印刷を依頼したい人

シェアリングは、余剰資源を社会全体で有効活用して経済効率を高めるものであり、環境保全や地域創生にも資するものである。また、友人・知人間で行

われる小規模なシェアリングについては、仮に多少の金銭の授受があったとしても、規制の対象とすべきとは通常考えられていないものである。このような観点から、一定のシェアリングについては、規制の目的を逸脱しない範囲内において自由に実施することができるよう、規制の趣旨及び新たなサービス形態を踏まえて制度を整備することが望ましい。

(2) シェアリングに関連する規制の例

シェアリング（シェアする者とシェアを受ける者との取引）は、その態様によっては業法による特段の規制を受けないものもあるが、特にライドシェア及び宿泊シェアについては、条例及び通達等を含めて関連する法令等が多く、規制のクリアは容易ではないとされる。シェアリングにかかる個別取引の適法性は、プラットフォームを通じたものであるか否かに関わらないとされる。

表 6 シェアリングに係る個別取引の関係法令

シェアリング形態	主な関係法令
自動車（他人の需要に応じたライドシェア）	道路運送法 自動車損害賠償保障法 旅客自動車運送事業運輸規則
自動車（貨物運搬シェア）	貨物自動車運送事業法 自動車損害賠償保障法
自動車（カーシェア）	道路運送法 自動車損害賠償保障法 道路運送車両法
宿泊所（自宅の一部）	旅館業法 旅行業法
別荘	旅館業法 旅行業法
施設（会議室等）	—
労働力（雇用に当たらないワークシェア）	労働者派遣法
知識・コンサル	—
料理	食品衛生法
農地	—
工場	—
資金	貸金業法

表 7 カーシェア・場所シェアサービスと関連法令

サービス内容	産業分類	主な関連法令（業法）
カーシェア （モノ）	物品賃貸業	道路運送法 道路運送車両法 自動車の保管場所の確保等に関する法律
ライドシェア （モノとサービス）	運輸業	道路運送法 旅客自動車運送事業運輸規則 タクシー業務適正化特別措置法
オフィスシェア （モノ）	不動産業	建築基準法 消防法 宅地建物取引業法 良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法
宿泊シェア （モノとサービス）	宿泊業	旅館業法 建築基準法 消防法 都市計画法 国家戦略特別区域法

(3) 宿泊シェアの例

宿泊シェアは、旅館業法を所管法令とする厚生労働省・自治体をはじめとする行政が関与し、関連法令も多いために、プラットフォームを介しての適法なシェアリングを行うための制度整備は容易ではない。

事業者 宿泊シェアの仲介事業者Aはが、自宅の空き部屋、空き家、別荘その他様々な施設等を宿泊施設として登録し、宿泊を希望する個人らを仲介する宿泊予約サイトを運営している。当該サイトには、190カ国以上の国々で100万件以上の物件が登録され、これまでに2500万人以上が宿泊の利用をしている。日本国内でも1000件超の物件が登録されている。

規制 自宅を含め施設を宿泊場所として業として対価を受けて提供する場合、旅館業法、建築基準法、消防法及び都市計画法等の規制を受け、旅館業法上の許可がないと営業できない。同法を所管する厚生労働省は、個人の自宅であっても業として対価を得て宿泊のために提供するときは旅館業法違反であるとの立場であり、自治体等からの問い合わせにはその旨回答し、全国の自治体にもその旨の通達を出している。平成26年5月には、足立区の住宅を宿泊のために提

- 供していた英国人が旅館業法違反により逮捕された。
- 現状 個人の自宅につき旅館業の許可（ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業又は下宿営業の各許可）を取得することは極めて困難であり、厚生労働省の見解によれば、業として自宅を宿泊のために提供している場合はほとんどのケースで旅館業法違反と判断されるが、登録した個人に対する取り締まりは各自治体の判断であり、実際、取り締まりはほとんど行われていない。仲介事業者Aにおいても、営業許可の取得等はホストである登録ユーザーの自己責任としており、ユーザーが法令を遵守しているか否かについては、仲介事業者Aは了知していない。
- 例外 民泊 国体等の開催地において、期間中宿泊場所が不足するため、自宅を有料で提供することが認められている。この場合、旅館業の適用の可否は各自治体の判断であるが、業として提供する場合に当たらないとされる。
- ホームステイ 生活の本拠がステイ先にあるとして、この場合、有料であっても宿泊営業に当たらないとされる。
- 特区 国家戦略特区構想において、旅館業法の特例として、特区指定された自治体が条例を制定すれば、外国人滞在施設経営事業につき滞在期間を7日～10日以上とする宿泊の場合に限って、自宅等に宿泊させることを認める（国家戦略特別区域法第13条）。
- 賃貸 例外ではないが、総体的に見て、施設の衛生上の維持管理責任が利用者（借主）にあり、利用者の生活の本拠が当該施設にある場合、間貸しであっても宿泊営業ではなく、賃貸借とされる。
- 仲介 宿泊シェアを有料で仲介する場合、旅行業法に基づく旅行業の登録が必要となる。

(4) 今後の検討の方向性

上述のとおり、シェアリングの対象資源が何であるかによって適用され得る規制が異なるため、第一義的にはシェアリング対象ごとの個別の規制についての制度整備が必要となる。一方で、いずれのシェアリングも、IT を利活用することにより劇的に促進されたものであり、規制対象として想定される事例と比較して個々のシェアリングの規模が小さい等の共通点も考えられることから、規制の必要性の観点から、規制の適用を除外又は緩和するための整理ができる可能性がある。例えば、以下のような要素を前提とするシェアリングについて

は、厳格に規制を適用することが必ずしも妥当とはいえない。

- ・ 事業とは認められない程度に小規模な取引であること
- ・ 規制の目的を逸脱しないシェアリング形態であること
- ・ シェアリングの実施主体に適用され得る規制に関して、シェアサービスの仲介事業者（プラットフォーム）が当該規制の代替措置等を定めて、それに服すること²⁰
- ・ 契約に起因する様々な法律上又は事実上のリスクについて、プラットフォーム等を経由して十分な情報提供や説明がなされ、利用者がリスクを十分に理解できること

このような要素について整理を行うとともに、要素に該当する場合に規制の適用を除外又は緩和するための具体的な方策をどのように講ずるかについて、引き続き検討を行うことが望ましい。また、上述の整理を前提に、個別の規制を緩和するための方策についても検討し、提言を行っていくべきである。

²⁰ 例えば、プラットフォームが損害保険契約を締結し、シェアリングサービス利用者等の損害を補てんできるようにすること等が考えられる。

2 検索エンジンにおける検索結果の削除の在り方

(1) 問題意識

世界中の様々な情報をインターネットにより即時かつ大量に得る前提として、インターネット検索エンジンは重要な役割を担っており、検索エンジン事業者により特定の検索結果を削除することは、恣意的に検索結果が操作されていると受け止められて検索サービスの中立性及び信頼性に影響を及ぼしかねないのみならず、ユーザーの知る権利や情報発信としての表現の自由に対して重大な制約になり得るものである。

その一方で、私人らの知られたくないプライバシー情報等がインターネットを通じて第三者により取得され、プライバシー権・名誉権等といった人格権が侵害されることがある。これらの情報は、当該私人らの意に反してインターネット上で拡散し、永久に残り、検索エンジンの利用により第三者に容易に発見されてしまうことになる。こうしたプライバシー情報には、当然のことながら、公益性の見地から公開が制限されるべきでないものもあるが、他者の人格権を侵害していることが明白なものまで検索できることが利用者の正当な利益であるとはいえない。

諸外国においても、いわゆる「忘れられる権利」の問題として制度整備が進められている（例えば、EU データ保護指令におけるデータ消去権等）ことに照らせば、国際的な制度調和の観点から、我が国としても人格権侵害に対する救済の見地から適切な仕組みを検討すべき段階にあるといえる。

一方で、検索エンジン事業者の中には、人格権を侵害するウェブサイトに関する検索結果やリンク情報につき、当事者の申請により速やかに非表示措置に応じることができるよう制度を備えて適切に対応しているものも見られるところ、このような取組を推進していくことが望ましい。

(2) 最近の裁判例

ア 京都地裁平成 26 年 8 月 7 日判決

検索エンジンを使用して原告の氏名を検索した場合に、執行猶予中における逮捕歴がウェブサイトのリンク、URL やスニペットといった検索結果として表示されることにより名誉を毀損されたとして、検索エンジン事業者に対し、検索結果の表示、差止めを求めた事案。

裁判所は、検索エンジンによる検索結果の表示によっても逮捕歴自体を摘示するものではなく、また、仮に逮捕歴を自ら摘示したと解して名誉毀損が成立し得るとしても、違法性が阻却され不法行為が成立しないとして、原告の請求を棄却した。

イ 東京地裁平成 26 年 10 月 9 日決定

検索エンジンを使用して原告の氏名を検索すると、自己と関連のない犯罪行為に関する投稿記事に関する検索結果が多数表示されるとして、検索結果の削除を求めた仮処分事案。

裁判所は、当該記事のタイトル及びスニペットそれ自体から原告の人格権を侵害していることが明らかであるとし、他者の人格権を害していることが明白な記載を含むウェブサイトを検索できることがサイト利用者の正当な利益ともいい難いから、被告に検索結果の削除義務が発生すると判断した。

(3) 事業者における対応

・大手検索エンジン事業者 A

従前は、原則として犯罪に関わるもの等以外は削除要請に応じていなかったが、平成 26 年 11 月、検索サービスの在り方等を整理するために「検索結果とプライバシーに関する有識者会議」を設置し、3 回の会合検討を行った。その上で、平成 27 年 3 月 30 日、同有識者会議の報告書と併せて、これを踏まえた検索結果の非表示措置の申告を受けた場合の検討方針を公表した。同方針に基づいた自主的取組については、同月 31 日から実施している。

同方針によれば、プライバシー侵害に関する判断、検索結果の表示内容自体の非表示措置に関する判断、プライバシー侵害とされる情報が掲載されているウェブページへのリンク情報の非表示措置に関する判断に分けてそれぞれ判断基準を示し、これに基づいて対応するとされる。

・大手検索エンジン事業者 B

日本において、検索結果の削除リクエストを個別に受け付けるツールを従来から公開し、違法コンテンツ（著作権侵害、児童ポルノ、名誉毀損情報、プライバシー権侵害等）に対する削除リクエストへの対応を行っているほか、削除ポリシー（クレジットカード番号等、ユーザーに危害が及ぶ可能性がある情報を対象とするもの）に基づく削除リクエストへの対応を行っている。削除ポリシーは、ウェブサイト上に掲載されている。

また、2014 年 5 月の欧州司法裁判所の裁定を受けて、同月から EU 圏内で、新たに「欧州のプライバシーに基づく検索結果の削除リクエスト」の受付を開始し、2015 年 4 月 1 日までに、23 万 5 千 4 百 49 件の削除リクエストを受け、その中で対象とされた 85 万 4 千 2 百 51 件の URL のうち 29 万 8 千 3 百 95 件の URL を検索結果から削除したことを公表している。

さらに、同社は、政府機関からの情報削除リクエストの状況を国別に公表している。

(4) 今後の検討の方向性

以上の議論を踏まえ、人格権侵害からの救済を、訴訟等の手続によらず早急に実現する観点から、検索エンジン事業者が提供することが望ましい検索結果の削除等の手続等について整理を行い、指針として示すことが考えられる。

指針において示す、望ましい手続等の具体的事項としては、例えば以下のようものが考えられるが、このほかに含めることが望ましいものや各事項の具体的内容について、引き続き検討を行うことが望まれる。

- ・ 検索結果の削除リクエストに対応する事業者内体制の整備
- ・ ユーザーに分かりやすい削除リクエスト受付窓口の設置
- ・ 削除ルールの自主的策定及び開示
- ・ 削除リクエストへの対応状況に関する統計情報等の開示

3 個人向け送金・決済サービス

(1) 問題意識

ITの進展に伴う電子商取引の急速な普及、活発化に伴い、インターネット等を通じて簡便に個人間送金や電子決済をすることが可能となり、サーバ管理型プリペイドカード等の電子マネー・電子ギフト券の購入利用、インターネット上での電子決済はもはや一般的となった。例えばプリペイドカード等に付与されたID番号を先方にインターネット経由で通知するだけで価値を移転させることができ、あたかも通貨を受け渡すかのような簡便さで送金・決済ができるようになっている。

他方で、このようなキャッシュレスでの電子決済については、その簡便性・匿名性や、カードの価値の換金・現金化の市場が生まれていることを背景に、決済の仕組みの中に悪質業者が入り込むことで消費者トラブルが発生したり、カードの価値を不正に取得しようとする詐欺や悪質商法等に悪用されたりする例も現れている。

プリペイドカード等による電子決済の悪用等のリスクは高まっており、いかに利用者が安全で安心して利用できるようにするかが課題となっている²¹。

(2) 電子送金・決済を巡る法規制と利用者保護

モバイル等による個人間送金サービスや電子マネー等によるキャッシュレスの決済サービスは、多くの事業者によってサービス提供されている。これにより、個人間で気軽に送金でき（例えば、割り勘や会費徴収等）、あるいは購入したプリペイドカード記載の番号のみで決済できるなど、その利便性から利用者が急増しているが、その反面、第三者による不正使用や悪用のリスクが生じている。この点は、事業者各自において、利用者に対する不正防止手段の構築や、サービス提供に伴う有益情報の周知等といった対策を講じているほか、万一利用者が損害を受けた場合の補償等により対応している。

他方、サービス提供事業者側からは、現行法制度との関連で、規制緩和の要請があり、平成22年の資金決済法の施行により、銀行以外の者が、資金移動業の登録を得て為替取引を業として行うことが可能となった。もともと、当該取引については、取り扱う金額の上限は100万円相当額とされ、また、犯罪収益移転防止法上の特定事業者として特定取引にかかる本人確認義務、疑わしい取引の届出義務が課されており、一定の規制緩和を求める事業者も存する。

²¹ キャッシュレス決済に関する現状等については、松本恒雄「シリーズ IT社会の法的課題 サーバ管理型プリペイドカードを利用した資金移動取引の新たな問題」Law and Technology No.67 2015/4 参照。

(3) 今後の検討の方向性

プリペイドカード等の電子マネー・電子ギフト券の利用については、その利便性の反面、利便性を悪用した詐欺等のトラブル事例が生じていることを踏まえ、利用者が留意すべき事項について整理し取りまとめた上で、利用者への注意喚起を適切に行うことが望まれる。注意喚起に当たっては、効果的に行うことができる仕組みについて、技術的対応や制度的対応を含む様々な手法それぞれの特性を踏まえて総合的に検討し、サービス提供者に負担なく、利用者の利便性を損なわず、かつ注意喚起による十分な効果が得られる組合せを選択すべきである。

また、現行制度によっては対応し得ない悪質性が高い事例であって、ビジネス推進の妨げとなっているような事例の有無について引き続き精査を行い、そのような事例が存在する場合には、必要な制度的対応の内容について検討を行うことが求められる。

第4 おわりに

この文書は、IT の進展に伴って明らかとなった制度的論点 6 つについて検討を行ってきた結果を整理したものであるが、IT 利活用の文脈において検討すべき論点は当然ながらこれらに限られるものではない。今般検討を行った論点以外にも、検討が必要な論点が明らかになった場合には、そのような論点についても随時検討を進めていく所存である。

今後、この文書における整理を踏まえ、IT の進展により登場した新しいサービスやビジネスモデルを巡る制度的論点について、国としての取組は当然として、産業界やユーザーも含めたステークホルダーにおいても課題解決にむけた議論が進展していくことを期待したい。